

# 始良市分別収集計画

令和4年7月

## 1 計画策定の意義

「環境の世紀」と呼ばれる21世紀は、市民や事業者、行政など全ての主体が、それぞれの立場で役割を担いながら、お互いに協力してかけがえのない環境を守り、さらにより良いものとして後世に引き継いでいくことが求められている。

市制12年目を迎えた始良市では、「可能性全開！夢と希望をはぐくむまちづくり」を基本理念とし、一般廃棄物の減量化及び資源の有効活用に一体的に取り組んできた。また、合併後に統一した分別収集体制についても、概ね確立され、ごみ排出抑制を進めているところである。

しかしながら、人口の増加及び企業誘致が進むなど市の発展に伴い、一般廃棄物の処理量は増加傾向にあるのが現状であり、処理施設の延命化を図るためにも廃棄物の減量は取り組まなければならない重要な課題である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物の分別収集及び3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図るため、市民や事業者、行政などのそれぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにし、全ての主体が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や資源の有効利用と循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・市民や事業者、行政など全ての主体が一体となった取り組みによる環境負荷の低減
- ・容器包装廃棄物以外の資源化の促進

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	1,480 t	1,484 t	1,489 t	1,493 t	1,497 t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民や事業者、行政など全ての主体がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

### ・環境教育、啓発活動の充実

校区コミュニティ協議会及び自治会、地区公民館（以下「校区コミュニティ協議会等」という。）や学校から要請を受け、出前講座を開催したり、リサイクル施設やごみ処理施設の見学会を行ったりするなど、あらゆる機会を活用しながら、ごみ排出量の現状やその処理経費が増加していることについての認識を深める。

また、市民や事業者に対し、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義やその効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に取り組む。

### ・過剰包装の抑制と回収指導

スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。また、食品を取り扱う事業所にあっては、牛乳パックや食品トレイの回収ボックスを設け、販売者が責任を持ってリサイクルに取り組むように指導する。

### ・買物袋持参の呼びかけ（マイバッグ運動）

買物袋（マイバッグ）持参の普及・啓発を行い、スーパーマーケット等のレジ袋の抑制を行う。

### ・再生製品の利用

リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進を進める。

### ・分別指導員等講習会

校区コミュニティ協議会等から選出された分別指導員を対象に講習会や研修会を開催し、指導技術の向上を図る。また、処理施設の状況やごみの減量化、リサイクルの推進についての理解と認識を深めてもらう。

### ・アパート、マンション等の所有者及び管理者等への指導

アパート、マンション等の入居者が資源物を排出する際、分別の徹底が図られるよう所有者や管理者についても、入居者への説明ができるように指導を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

中間処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、指定する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		飲料缶、その他の食用缶
主としてアルミ製の容器		
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	無色透明のびん
	茶色のガラス製容器	茶色のびん
	その他の色のガラス製容器	その他の色のびん
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)		紙パック
主として段ボール製の容器		ダンボール・クラフト紙
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料、しょうゆ等を充填するためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		その他のプラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

項目	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	47 t		48 t		48 t		48 t		48 t	
主としてアルミ製の容器	76 t		76 t		76 t		76 t		77 t	
無色のガラス製容器	(合計) 165 t		(合計) 165 t		(合計) 166 t		(合計) 166 t		(合計) 167 t	
	(引取量) 165 t	(独自処理量) 0 t	(引取量) 165 t	(独自処理量) 0 t	(引取量) 166 t	(独自処理量) 0 t	(引取量) 166 t	(独自処理量) 0 t	(引取量) 167 t	(独自処理量) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 160 t		(合計) 160 t		(合計) 161 t		(合計) 161 t		(合計) 162 t	
	(引取量) 160 t	(独自処理量) 0 t	(引取量) 160 t	(独自処理量) 0 t	(引取量) 161 t	(独自処理量) 0 t	(引取量) 161 t	(独自処理量) 0 t	(引取量) 162 t	(独自処理量) 0 t
その他の色のガラス製容器	(合計) 65 t		(合計) 65 t		(合計) 65 t		(合計) 65 t		(合計) 66 t	
	(引取量) 65 t	(独自処理量) 0 t	(引取量) 66 t	(独自処理量) 0 t						
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	21 t									
主として段ボール製の容器	134 t		134 t		135 t		135 t		135 t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充填するためのもの	(合計) 177 t		(合計) 178 t		(合計) 178 t		(合計) 179 t		(合計) 179 t	
	(引取量) 177 t	(独自処理量) 0 t	(引取量) 178 t	(独自処理量) 0 t	(引取量) 178 t	(独自処理量) 0 t	(引取量) 179 t	(独自処理量) 0 t	(引取量) 179 t	(独自処理量) 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 319 t		(合計) 320 t		(合計) 320 t		(合計) 321 t		(合計) 322 t	
	(引取量) 319 t	(独自処理量) 0 t	(引取量) 320 t	(独自処理量) 0 t	(引取量) 320 t	(独自処理量) 0 t	(引取量) 321 t	(独自処理量) 0 t	(引取量) 322 t	(独自処理量) 0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

これらの見込みは、近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率で算定し、人口変動率は、過去3年間の人口（令和元年から令和4年までの各年5月1日現在の住民基本台帳人口）を基に推計して、次のとおり設定した。

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
人口	78,279 人	78,504 人	78,729 人	78,954 人	79,179 人
(対前年度比)	100.29 %	100.29 %	100.29 %	100.29 %	100.28 %

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、学校PTAによる集団回収が進んでいるびん類や空き缶については、引き続きこれらの団体も分別収集を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬 段階	選別・保管等 段階
金 属	スチール製の容器	飲料缶、その他の 食用缶	委託業者	委託業者
	アルミ製の容器			
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	無色透明のびん	委託業者	委託業者
	茶色のガラス製容器	茶色のびん		
	その他の色のガラス製容器	その他の色のびん		
紙 類	飲料用紙製容器	紙パック	委託業者	委託業者
	段ボール	ダンボール・クラ フト紙		
プ ラ ス チ ック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者	委託業者
	その他のプラスチック製 容器包装	その他のプラスチッ ク		

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

本計画期間中に分別収集の用に供する施設を整備する計画はないため、当面は缶類、ガラスびん類、紙類及びプラスチック類については、委託業者で選別、圧縮・保管を行う。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収 集 容 器	収 集 車	保管場所
スチール製容器	飲料缶、その他の食用缶	網 か ご	平トラック、 パッカー車	ストックヤード (委託業者)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	無色透明のびん	プラスチック コンテナ	平トラック、 パッカー車	ストックヤード (委託業者)
茶色のガラス製容器	茶色のびん			
その他のガラス製容器	その他の色のびん			
飲料用紙製容器	紙パック	紙ひもで縛る	平トラック、 パッカー車	ストックヤード (委託業者)
段ボール	ダンボール・クラフト紙			
ペットボトル	ペットボトル	網 か ご	平トラック、 パッカー車	ストックヤード (委託業者)
その他プラスチック	その他のプラスチック			

## 12 その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 校区コミュニティ等の主体的な取り組みにより容器包装廃棄物の分別収集が円滑かつ効率的に行われるよう、資源物全般の分別方法や分別指導に関する講習会などを開催し、分別方法の周知・徹底を図る。
- ・ 衛生協会や女性団体等との連携により、マイバッグ運動や食品ロス削減の普及・推進を行う。また、店舗へは、啓発用ポスターの掲出やレジでの声掛け、包装の簡素化などの協力をいただき、一体となって、ごみの減量化を図る。
- ・ 循環型社会を実現するために、各自がライフスタイルを見直し、資源の有効活用を図るため3Rを実践する。また、広報や研修会等で、ごみ減量や分別排出についての普及・啓発に努め、市民の意識向上を図る。
- ・ 容器包装廃棄物に併せ、衣類や廃食油などの容器包装廃棄物以外の資源物全般を一体的に効率よく、収集できる体制を構築し、全体の資源化率を高める。